

秋田市ゆき総合対策基本計画

令和4年10月

秋 田 市

目 次

ページ

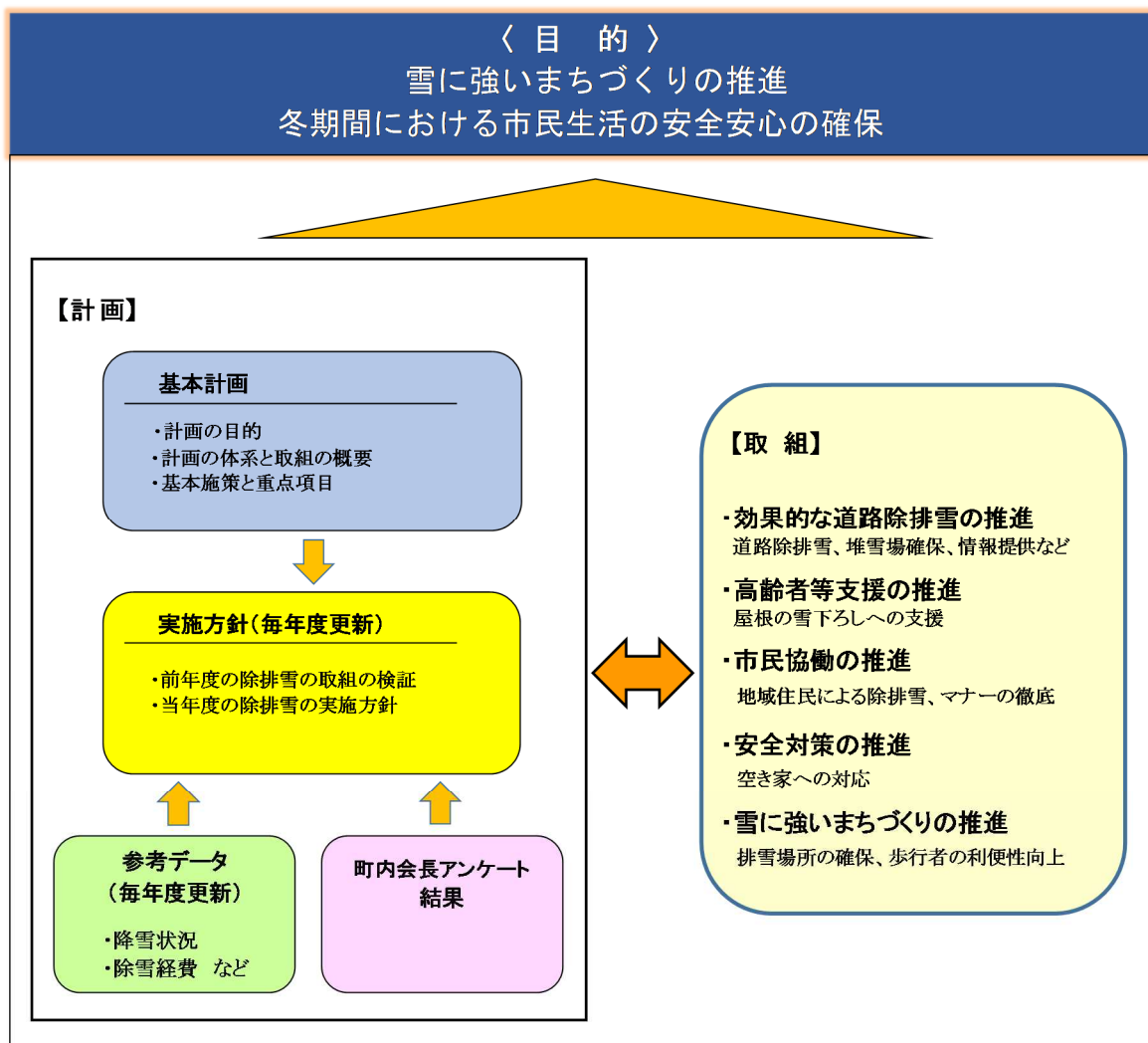
第1	計画の目的	1
第2	計画の体系と取組の概要	2
第3	基本施策と重点項目	4
1	効果的な道路除排雪の推進	4
(1)	除排雪	4
(2)	堆雪場	7
(3)	情報提供	7
2	高齢者等支援の推進	10
(1)	高齢者等への配慮	10
3	市民協働の推進	11
(1)	地域住民による除排雪	11
(2)	マナーの徹底	12
(3)	ボランティア活動の促進	12
4	安全対策の推進	12
(1)	空き家への対応	12
5	雪に強いまちづくりの推進	13
(1)	排雪場所の確保	13
(2)	歩行者の利便性向上	13

第1 計画の目的

本市では、平成18年の豪雪を超える記録的な豪雪となった平成24年の状況を踏まえ、平成25年に「秋田市ゆき総合対策基本計画」を策定し、自助・共助・公助による除排雪の取組を展開してきたところです。

しかしながら、少子高齢社会の進行や市民ニーズの多様化をはじめとした社会環境の変化に加え、昨今の除排雪従事者の減少、厳しい財政状況下において増大する除排雪経費など、新たな課題が生じてきているところです。

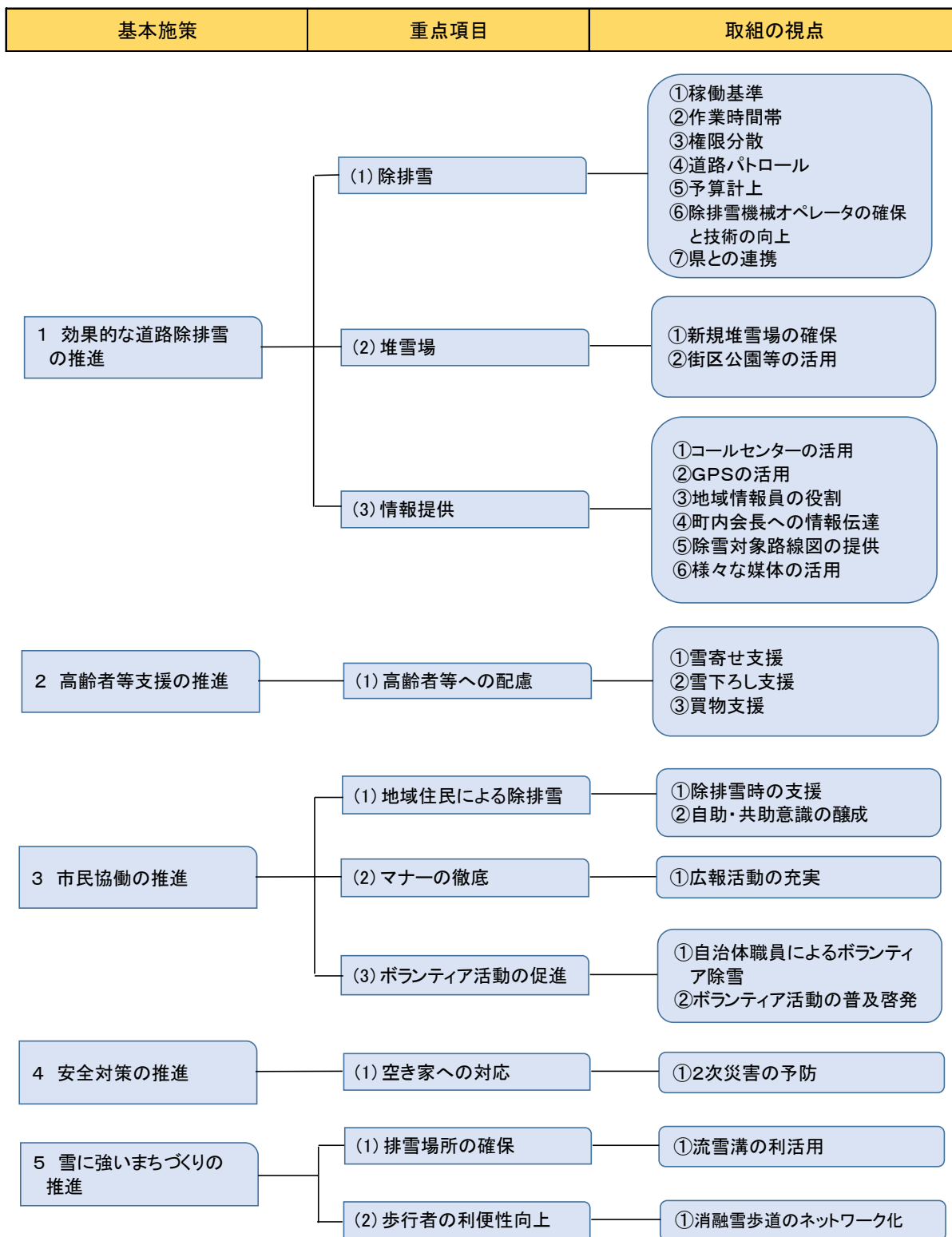
そのため、これらの課題に対応し、将来に向けて持続可能な除排雪に取り組んでいく必要があることから、本計画を長期間にわたり活用できるものへと改訂し、「ゆき総合対策実施方針」に示した総合的な取組の実践により、雪に強いまちを目指すとともに、冬期間における市民生活の安全安心を確保してまいります。



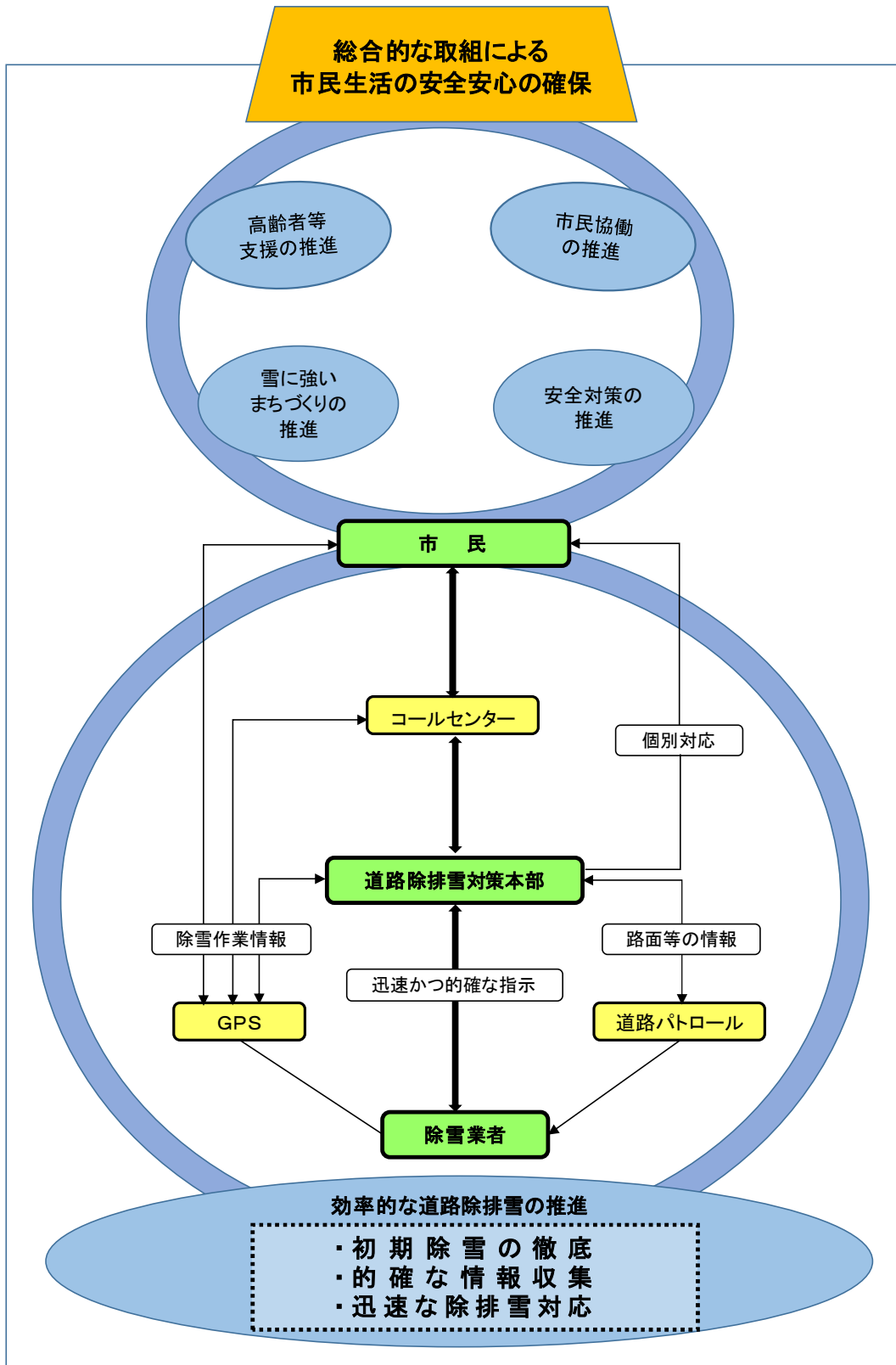
第2 計画の体系と取組の概要

ゆき総合対策は、市民・事業者・行政が一体となり、それぞれの役割を担うことによって、冬期間の市民生活の安全安心を確保することを目指します。

本計画では、5つの基本施策と10の重点項目に従って施策を展開します。



【取組の概要図】



第3 基本施策と重点項目

1 効果的な道路除排雪の推進

長期的には暖冬少雪傾向にある中、集中的な降雪や長期間にわたる低温にも対応できる除排雪体制を整え、厳しい財政事情に加え、今後さらに人口減少・少子高齢化が進行しても、将来にわたって持続的かつ安定的に道路除排雪が維持できるよう、除排雪の効率化とコスト縮減を図ります。

(1) 除排雪

①稼働基準

【取組の内容】

幹線道路、学校周辺の通学路、生活幹線道路および歩道は、路面積雪10cm以上もしくは、10cmを超えることが予想される場合に出動し、初期除雪の徹底を図ります。

また、生活幹線道路以外の生活道路は、原則10cm以上の場合に出動しますが、気象状況や路面状況等を総合的に判断して出動を決定します。

原則、作業は除雪を優先し、その後排雪を行います。

②作業時間帯

【取組の内容】

幹線道路、学校周辺の通学路、生活幹線道路および歩道は、原則として夜間から早朝にかけて作業を実施します。

また、生活幹線道路以外の生活道路は、日中の作業を原則としますが、豪雪時等は、昼夜問わず作業を実施します。

③権限分散

【取組の内容】

地域特性を考慮し、河辺・雄和市民サービスセンターへは、業者に対する除雪作業指示など一定の権限を分散しています。

④道路パトロール

【取組の内容】

ごみ収集（資源化物）等で市内の道路事情に精通している秋田市総合振興公社へ道路パトロールを委託（河辺、雄和地区を除く9地区）し、適切な道路状況の把握に努めます。

※河辺、雄和地区については、合併以前から早朝までに除雪作業を終えることができるパトロールと迅速な除雪体制が整っていることから、本取組の対象外とします。

⑤予算計上

【取組の内容】

過年度の実績を踏まえた適正な当初予算の確保に努めます。

また、除雪車両に搭載したGPSシステムを活用し、除排雪業務委託料の執行状況を迅速かつ正確に把握することで、適切な時期に適切な金額を補正し遅滞のない除排雪対応に努めます。

⑥除排雪機械オペレータの確保と技術の向上

【取組の内容】

除排雪機械のオペレータ不足を補うため、除排雪機械の運転免許取得費用等に対して助成を行います。

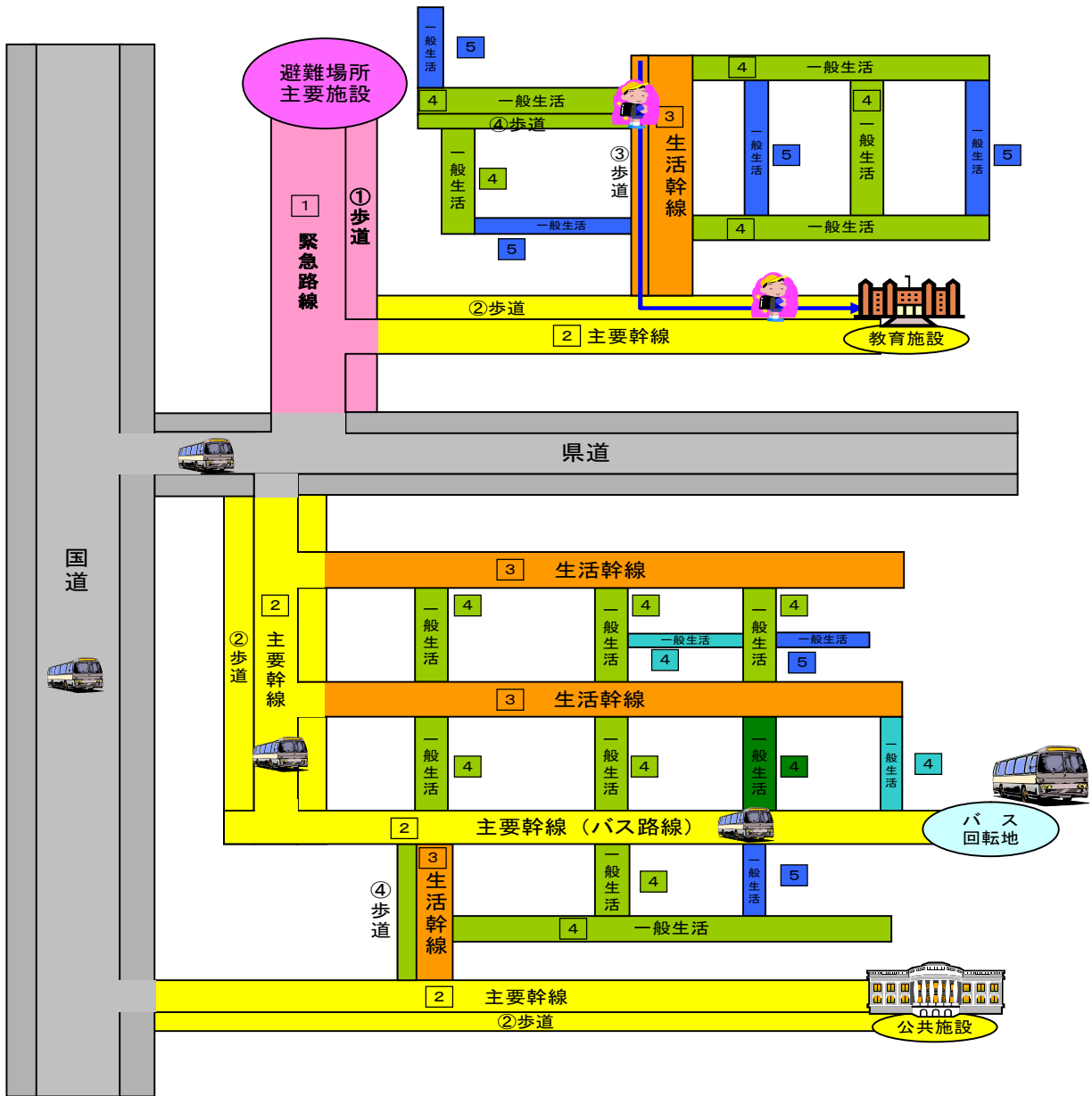
また、除排雪事業者の作業技術の向上および平準化を図るため、研修プログラムを策定し研修会を毎年継続的に実施します。

⑦県との連携

【取組の内容】

県との連携をさらに強化し、管理区分にとらわれず一体的に作業を行う路線、堆雪場周辺道路の除雪体制および狭い市道との交差部の雪処理方法などについて協議します。

除排雪における道路区分（概念図）



道路種別	区分	番号	内 訳	
車道	主要道路	緊急路線	1	緊急輸送路に指定されている道路
		主要幹線	2	バス路線、公共施設に接続している道路
	生活道路	生活幹線	3	地域の幹線的な道路、通学路指定のうち幹線的な道路
		一般生活道路	4	幅員4m以上の市道
			4	幅員4m以上の私道等
4	幅員4m未満の市道			
		5	幅員4m未満の私道等	
歩道	主要歩道	緊急歩道	①	緊急輸送路に指定されている道路の歩道
		幹線歩道	②	主要幹線の歩道
		通学歩道	③	通学路指定のうち幹線的な歩道
	一般歩道	一般歩道	④	上記以外の歩道

(2) 堆雪場

①新規堆雪場の確保

【取組の内容】

豪雪時においては、既存の堆雪場のみでは効率的な排雪ができないことから、地域性を考慮しながら新たな堆雪場の確保に努めます。

(大規模) 恒久的に使用できる堆雪場の候補地を選定していきます。

(中規模) 沿道の耕作放棄地や耕作地で活用可能な候補地の選定に努めます。

(小規模) 住宅街にある空き地などの固定資産税を減免し、近隣住民のための堆雪場として確保します。

②街区公園等の活用

【取組の内容】

街区公園や児童遊園地等への排雪については、スノーダンプやソリなどに限定して地域に開放します。

(3) 情報提供

①コールセンターの活用

【取組の内容】

道路除排雪に関する電話受付業務は、コールセンターへ委託し、本部職員の除排雪業務への対応の迅速化を図ります。

コールセンターの受付時間は、通常時午前8時から午後8時までとし、豪雪対策本部設置時は必要に応じ24時間体制で実施します。

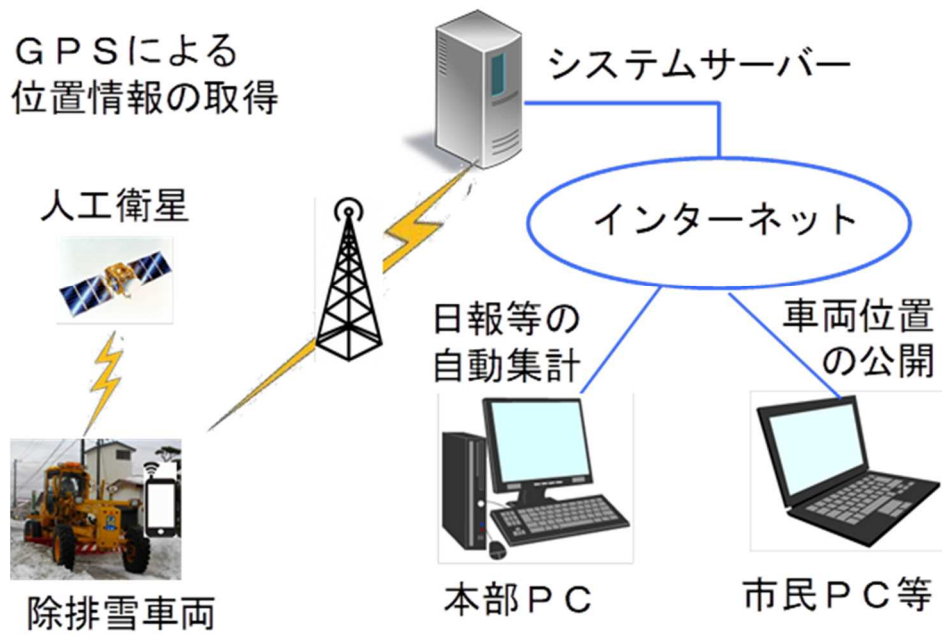
②GPSの活用

【取組の内容】

GPSを作業車両に搭載し、稼働状況をホームページでリアルタイムに公開するとともに、稼働履歴の確認もできる機能としております。

また、作業予定については、作業効率が路面状況によって大きく異なるほか、降雪状況によって作業箇所の変更を余儀なくされる場合もあることから、情報提供のあり方を検討します。

(GPS活用のイメージ)



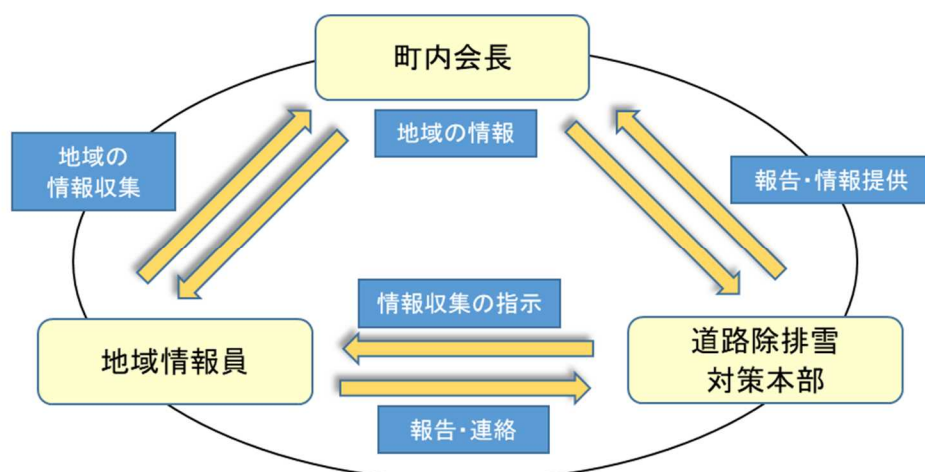
(公開画像のイメージ)



③地域情報員の役割

【取組の内容】

地域と行政とのパイプ役である地域情報員については、除排雪実施期間中、町内会長と定期的に連絡を取り、市と町内会との信頼関係の構築に努めます。



④町内会長への情報伝達

【取組の内容】

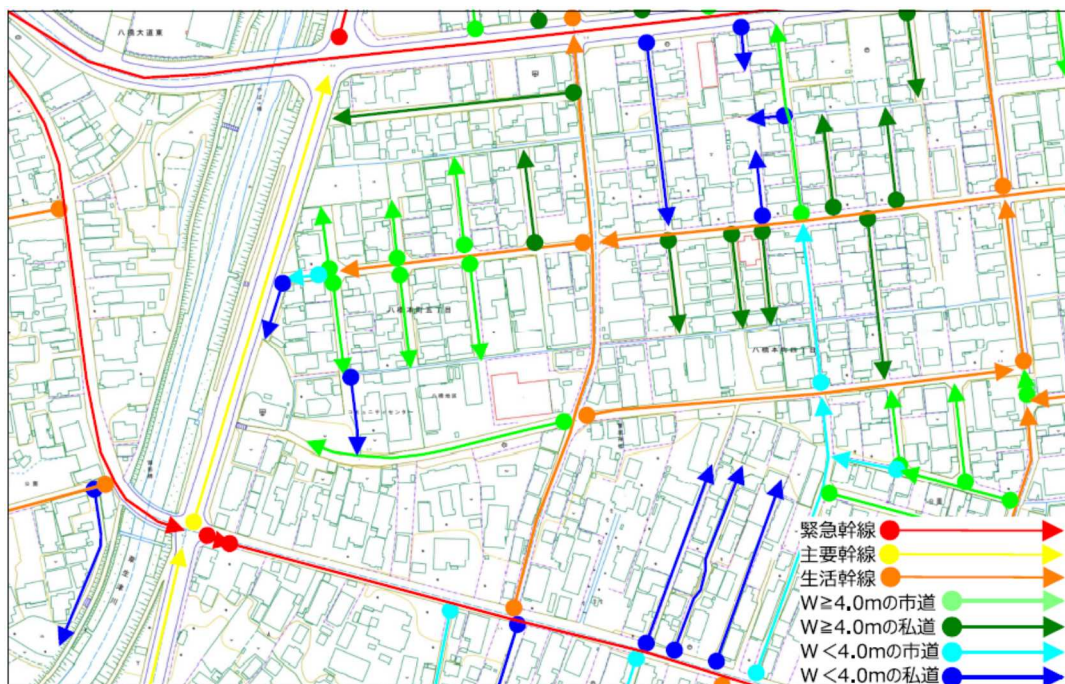
町内会長に対し、緊急の情報伝達が必要な場合は、地域情報員と連携し、確実な情報伝達に努めます。

⑤除雪対象路線図の提供

【取組の内容】

毎年度、地域ごとに見直し修正する除雪対象路線図を町内会長へ配布するとともに、除排雪車両運行管理システムへ稼働状況と併せ路線図を表示し、除排雪における道路種別、区分についての情報を市民と共有します。

(除雪対象路線図の例)



⑥ 様々な媒体の活用

【取組の内容】

市のホームページのトップに道路除排雪に関するポータルサイトを設けるほか、LINEを活用したプッシュ型の情報配信により、稼働状況を含めた除排雪等に関する情報を広く市民に提供します。

2 高齢者等支援の推進

本市では、おおよそ3人にひとりが65歳以上の高齢者であり、超高齢社会となっています。今後、少子高齢化の進行により増加が予想される高齢者世帯や、障がい者世帯に対する冬期間の生活環境への配慮が必要となります。

(1) 高齢者等への配慮

① 雪寄せ支援

【取組の内容】

おおむね65歳以上の日常生活上の援助が必要なひとり暮らし高齢者等に援助員を派遣し、玄関から道路に出るまでの通路の雪寄せ作業を行います（1日1回1時間以内で、1週間に2回を上限）。

②雪下ろし支援

【取組の内容】

道路豪雪対策本部が設置された際に、市民税非課税の高齢者のみの世帯や障がい者のみの世帯（持ち家に限る）に対し、雪下ろしや排雪に要する費用を助成します。

③買物支援

【取組の内容】

買物支援を実施している事業者からの聞き取りやニーズ把握により、新たな支援事業の掘り起こしに努めます。

3 市民協働の推進

雪国で暮らす私たちにとっては、積雪や低温は避けて通ることはできません。公共の場所の安全確保は行政の責務ですが、除排雪のすべてを行政だけで対応することは不可能です。このため、市民と行政それぞれが役割分担し、自助や共助による冬期間の安全の確保に取り組むことが重要です。

(1) 地域住民による除排雪

①除排雪時の支援

【取組の内容】

コミュニティセンター等へ小型除雪機械を配備し、町内会単位などで実施する除雪作業に貸し出します。

また、町内会等の地域団体を対象に小型除雪機の購入費の一部助成をはじめ、新たな支援策を検討していきます。

個人所有の小型除排雪機械（農業用機械等）で実施する、地域の狭隘道路や歩道などを対象とした除雪作業に対する燃料を支給するほか、地域の除排雪作業を支援するため、町内会等へシーズンを通して貸与する小型除雪機の燃料も支給します。

②自助・共助意識の醸成

【取組の内容】

地域住民の協力で町内や学校周辺の通学路の除排雪を実施する「市民一斉除雪デー」を実施します。

(2) マナーの徹底

① 広報活動の充実

【取組の内容】

除雪作業の妨げとなる路上駐車や、道路に宅地内の雪を出すなどの危険行為をしないとといった基本的なマナーについて周知するため、パンフレットの作成やLINEを活用した広報活動に努めます。

(3) ボランティア活動の促進

① 自治体職員によるボランティア除雪

【取組の内容】

市職員みずからもボランティアとして除雪に協力します。

② ボランティア活動の普及啓発

【取組の内容】

秋田市ボランティアセンター（市社会福祉協議会へ委託）へのボランティア登録者を増やし活動を充実するため、広報活動を強化します。

4 安全対策の推進

本市においても適切な管理が行われていない空き家が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。積雪による家屋の倒壊などにより2次災害を招く危険性があることから、行政としての対策が求められています。

(1) 空き家への対応

① 2次災害の予防

【取組の内容】

積雪による倒壊や落雪により周辺に被害を及ぼすおそれのある管理不全な空き家について、所有者調査を実施し、適正管理の指導を継続して行います。

5 雪に強いまちづくりの推進

雪に強いまちづくりを推進するためには、市民が快適に暮らすためのハード整備が必要となります。このことについては、地域の状況や費用対効果を勘案しながら効率的に実施することが不可欠であることから、中長期的な課題と捉え検討していきます。

(1) 排雪場所の確保

①流雪溝の利活用

【取組の内容】

現在稼働している流雪溝について、今後も適切に維持管理を行い機能を確保するとともに、沿線住民へ周知を図り利活用の促進に努めます。

(2) 歩行者の利便性向上

①消融雪歩道のネットワーク化

【取組の内容】

中心市街地の消融雪歩道のネットワーク化を図るため、引き続き整備に努めます。

また、冬期間の外出時の参考となるよう消融雪歩道のマップをホームページ等で高齢者等へPRします。

秋田市ゆき総合対策基本計画（改訂版）
令和4年10月

【編集・発行】

秋田市市民生活部生活総務課

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

TEL 018-888-5622

FAX 018-888-5623

E-mail: ro-ctmn@city.akita.lg.jp